

# 【岩手県内農業者の皆様へ】 肥料価格高騰対策事業のご案内

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の皆様への肥料費を支援します。

## 支援の対象となる肥料

令和4年6月から令和5年5月に購入した肥料(令和4年の秋肥と令和5年の春肥として使用する肥料)が対象です。

## 支援の内容

化学肥料低減の取組を行った上で前年度から増加した肥料費について、その**8割(国支援分7割+県支援分1割)**を支援金として交付します。

$$\text{支援金} = \left[ \text{当年の肥料費} - \left( \frac{\text{当年の肥料費} \div \text{価格上昇率} \div \text{使用量低減率}}{\left[ \begin{array}{c} \text{統計データ} \\ \text{を基に決定} \end{array} \right]} \left[ 0.9 \right] \right) \right] \times 0.8$$

## 支援の対象となる農業者

- 農産物の販売実績(自給飼料を生産する畜産農家は畜産物の販売実績)がある農業者
- 化学肥料低減に向けた取組メニューのなかから2つ以上(そのうち1つ以上は、新しい取組、従来の取組の強化・拡大を含むこと)に取り組む農業者  
⇒申請時に「化学肥料低減計画書」を作成し、令和4年度または令和5年度のうちに取組んでいただきます。

## 申請受付期間

- ①令和5年5月 8日(月)～6月9日(金) ⇒7月中旬以降交付予定
- ②令和5年7月10日(月)～8月10日(木) ⇒11月中旬以降交付予定

## 申請方法

取組実施者(地域農業再生協議会や肥料販売店等)が、5戸以上の農業者を取りまとめて申請します。

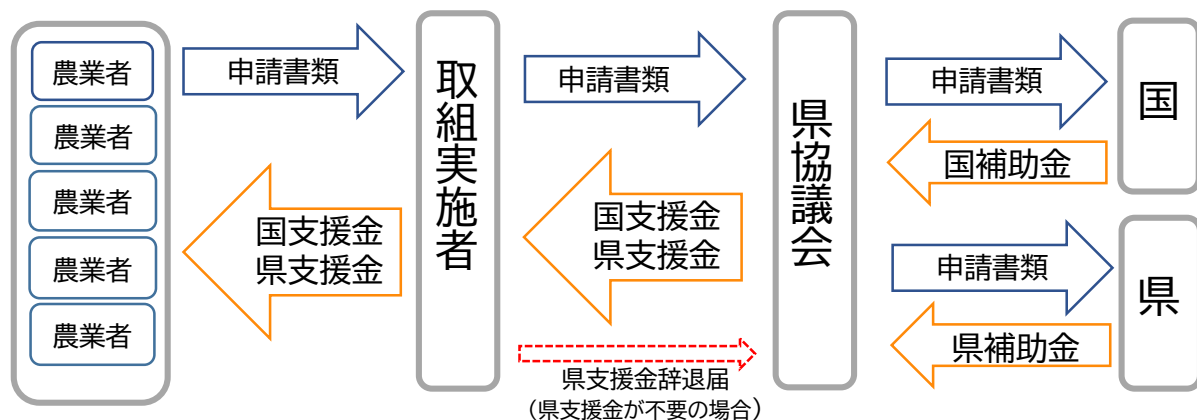
申請先や申請期限は、お近くの農協や肥料を購入した肥料販売店等にお問い合わせください。

### 《県の支援金の申請方法》

県の支援金の申請は不要です。

- 国への申請書を提出した取組実施者へ、協議会が県支援金を上乗せして交付します。
- ただし、県の支援金の交付を希望しない場合は、取組実施者から、支援金交付決定通知から2週間以内に辞退届(業務方法書様式D)を提出してください。

### 《事業の概略図》



## 申請に必要なもの

- ① 肥料価格高騰対策事業支援金申込書(業務方法書様式B)
- ② 農業者自己確認シート(業務方法書様式C)
- ③ 化学肥料低減計画書(業務方法書様式第2号)
- ④ 注文票や領収証、請求書の写し  
(肥料の種類、数量、購入費が記載されているもの)
- ⑤ 農産物の販売実績が確認できる書類の写し

◆事業の詳細や最新情報は下記で確認してください◆

岩手県ホームページ「肥料価格高騰対策事業のお知らせ」

<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nougyou/seisan/1059253.html>

(または「肥料価格高騰対策事業 岩手県」で検索)



事務局：岩手県肥料コスト低減推進協議会（岩手県農林水産部農業普及技術課）